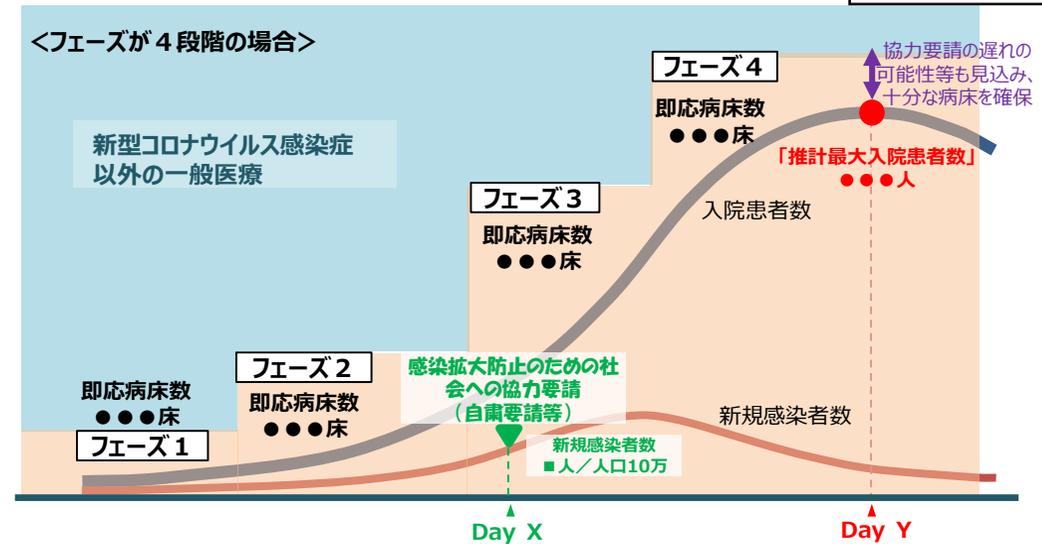


1. 病床・宿泊療養施設の確保

- **全都道府県で病床・宿泊療養施設確保計画を策定し、一般医療との両立を目指して、感染ピーク時のみならず、感染拡大の経過や収束時期も見据え、時間軸を踏まえたフェーズに応じた病床確保等の実施。**

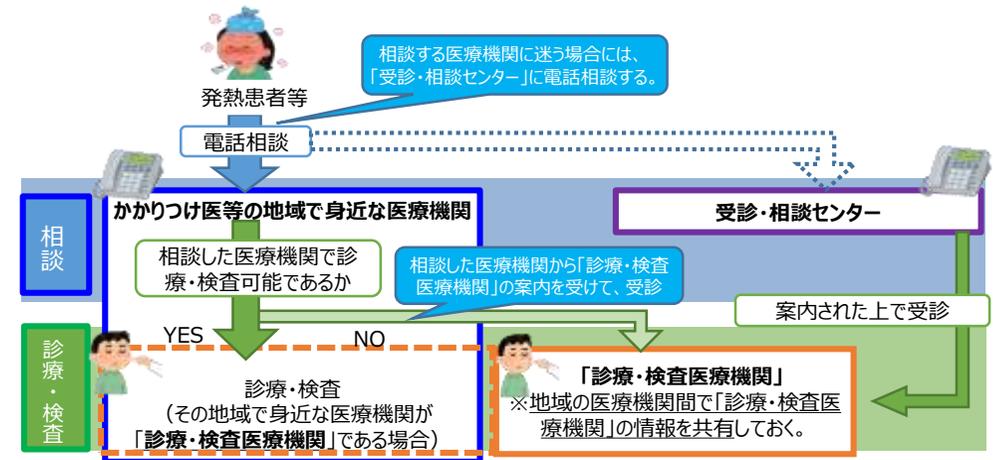
【病床・宿泊療養施設確保計画（最終フェーズ）】

- ・ 即応病床（計画）数：27,646床（うち重症者向け3,678床）
 - ・ 宿泊療養施設居室（計画）数：22,730室
- <11月4日時点における確保数>
- ・ 確保病床数：26,901床（うち重症者向け3,467床）
 - ・ 確保居室数：23,042室



2. 季節性インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制の整備

- 季節性インフルエンザ流行期が到来し、発熱患者等が大幅に増えて検査や医療の需要が急増することが見込まれるため、これまでの仕組みを改め、**電話で身近な医療機関に直接相談し、診療・検査医療機関を受診し必要な検査や治療を受ける仕組みを整備。**



3. 医療機関の体制整備への支援

- 一次・二次補正の1.8兆円に加え、**9月15日に予備費1.2兆円の使用を閣議決定。**
- 緊急包括支援交付金を増額し、**病床確保料を更に引き上げるとともに、新たに発熱外来診療体制確保支援を実施。**
- **診療報酬**について、**一般病床で呼吸器不全管理を要する者**に対し、**救急医療管理加算の3倍相当から5倍相当に引上げ。**
- **現下の状況に対応した地域の医療提供体制を維持・確保するための取組・支援**については、感染状況や地域医療の実態等を踏まえ、類型ごとの医療機関等の経営状況等も把握し、そのあり方も含め、**引き続き検討。**

参考資料

今後の感染拡大を見据えた医療体制整備の再構築について（概要）

医療体制整備の再構築に当たっての基本的な考え方

- 新たな医療提供体制整備は、これまで同様、**都道府県が主体となって推進**し、達成することを基本とする。
- **都道府県は、保健所・保健所設置市との連携を平時から構築**する。
- 医療提供体制を再構築するに当たっては、「**新型コロナウイルス感染症との共存**」も見据えた**中長期的な目線で体制を整備**。
- **新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と、他の疾患等の患者に対する必要な医療を両立して確保**することを目指す。
- 医療提供体制の整備は、**国内実績を踏まえた新たな患者推計**をもとに、感染ピーク時のみならず、感染拡大の経過や収束時期も見据え、**時間軸を踏まえたフェーズに応じた病床確保等の実施**。
- **感染拡大防止のための社会への協力要請（自粛要請等）を行う時期の違い**によって、その後の**患者数や必要となる医療資源だけではなく、収束するまでの時間にも影響**を及ぼすことを踏まえた対応を行う。

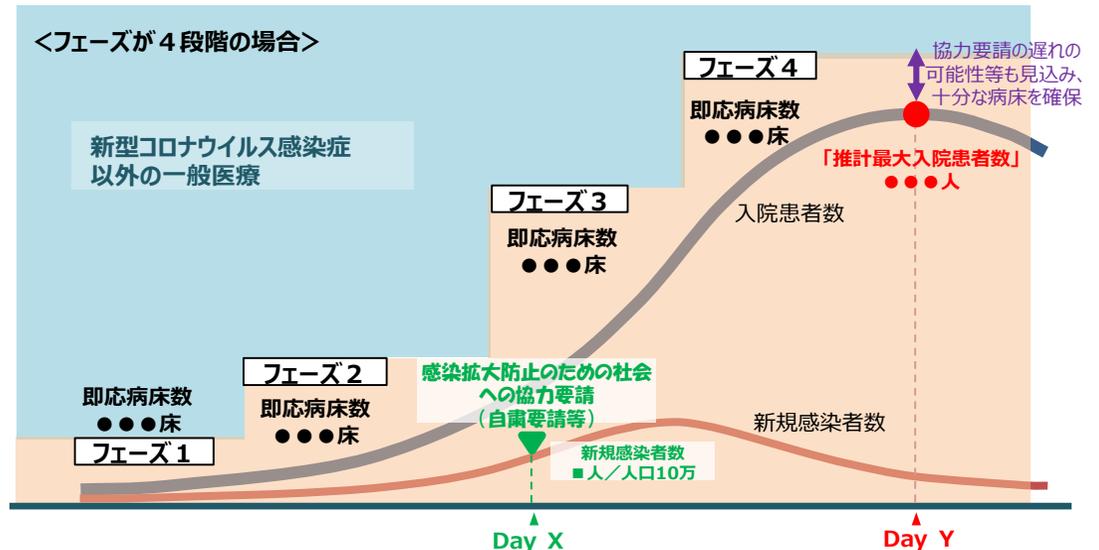
更なる後押し

第二次補正予算と連動 ● **新型コロナ緊急包括支援交付金の増額及び対象拡大、診療報酬の特例的な対応、PCR等の検査体制のさらなる強化** 等

新たな患者推計を踏まえた医療体制整備のイメージ

- 都道府県は、**国内の感染実績を踏まえた新たな患者推計モデル**に基づき、都道府県ごとの実状を加味した**患者推計の結果及び必要な病床数**を算出。国は、推計に必要な推計ツールや基本的考え方を提示。
- 今回の推計では、**時間軸を考慮し**、ある時点を基点に、その後の経過日数時点(フェーズ)における**入院患者数**等を予測可能。
- 各フェーズで必要な病床数を確保することにより、それ以外の病床において**他の疾患等の患者に対する一般医療の提供を確保**。

⇒ **本年6月末に、事務連絡を发出し都道府県に対し、病床確保計画策定を依頼。全都道府県において策定完了。**



【病床・宿泊療養施設確保計画（最終フェーズ）】

- ・即応病床（計画）数：27,646床（うち重症者向け3,678床）
- ・宿泊療養施設居室（計画）数：22,730室

<11月4日時点における確保数>

- ・確保病床数：26,901床（うち重症者向け3,467床）
- ・確保居室数：23,042室

一次・二次補正予算及び予備費による医療機関等への支援(概要)

一次・二次補正による医療機関等支援(約1.78兆円)に加え、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を図るとともに、インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制を確保するため、予備費(約1.2兆円)を活用し、緊急的に更なる支援を行う。

一次補正(令和2年4月30日成立)等での対応 医療提供体制整備等の緊急対策

- ①新型コロナ緊急包括支援交付金の創設** (1490億円)
 - 診療報酬では対応が困難な、空床確保、宿泊療養の体制整備、応援医師等派遣などを支援
- ②診療報酬の特例的な対応**
 - 重症の新型コロナ患者への一定の診療の評価を2倍に引き上げ
 - 医療従事者に危険手当が支給されることを念頭に、人員配置に応じて診療報酬を引き上げ
 - 一般の医療機関でも、新型コロナ疑い患者に感染予防策を講じた上で診療を行った場合に特例的な評価
- ③マスク、ガウン、フェイスシールド、消毒用エタノール等の確保、医療機関への配布、人工呼吸器の輸入・国内増産による確保**
- ④福祉医療機構の優遇融資の拡充**
 - 償還期間の更なる延長(10年→15年)
(予備費(第二弾)で措置)
 - 貸付限度額の引上げ(病院:貸付対象外→7.2億円、診療所300万円→4000万円)
 - 無利子・無担保融資の創設(利子・担保あり→無利子枠:病院1億円、診療所4000万円、無担保枠:病院3億円、診療所4000万円)等

二次補正(令和2年6月12日成立)等での対応 事態長期化・次なる流行の波への対応

- ①新型コロナ緊急包括支援交付金の増額及び対象拡大** (16,279億円)
 - 既存の事業メニューについて、事態長期化・次なる流行の波への対応として増額(3,000億円)
 - 新規の事業メニューとして、以下の事業を追加(11,788億円)
 - ※この他、一次補正の都道府県負担分を国費で措置
 - ①重点医療機関(新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関)の病床確保等
 - ②患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
 - ③新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
 - ④医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援
- ②診療報酬の特例的な対応**
 - 重症・中等症の新型コロナ患者への診療の評価の見直し(3倍に引き上げ)
 - 重症・中等症の新型コロナ患者の範囲の見直し等
- ③マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋等の確保、医療機関等への配布** (4,379億円)
 - ※この他、新型コロナ感染症対策予備費で1,680億円を措置
- ④PCR等の検査体制のさらなる強化**
 - 地域外来・検査センターの設置、研修推進、PCR・抗原検査の実施(366億円)
 - PCR検査機器の整備、相談センターの強化〔新型コロナ緊急包括支援交付金の内数〕
 - 検査試薬・検査キットの確保(179億円)
 - 抗体検査による感染の実態把握(14億円)
- ⑤福祉医療機構の優遇融資の拡充等** (貸付原資として1.27兆円を財政融資)
 - 貸付限度額の引上げ
 - 無利子・無担保融資の拡大
 - 6月の資金繰り対策としての診療報酬の概算前払い

予備費(令和2年9月15日閣議決定)等での対応 インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制確保等

- ①新型コロナ患者の病床・宿泊療養体制の整備** (7,394億円)
 - 新型コロナ緊急包括支援交付金を増額し、**10月以降分の病床や宿泊療養施設**を確保するための経費を補助
- ②新型コロナ患者を受け入れる特定機能病院等の診療報酬・病床確保料の引上げ** (1,690億円)
 - 呼吸不全管理を要する**中等症の新型コロナ患者等への診療の評価の見直し**
 - 新型コロナ緊急包括支援交付金を増額し、手厚い人員で対応する特定機能病院等である**重点医療機関の病床確保料等**を引き上げ
- ③インフルエンザ流行期への備え** 国による直接執行
 - インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援** (2,170億円)
 - インフルエンザ流行期に新型コロナ疑い患者を受け入れる救急医療機関等の支援** (682億円)
- ④医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助** 国による直接執行 (10億円)
 - 新型コロナへの対応を行う医療機関において、医療資格者等が感染した際に**労災給付の上乗せ補償**を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助
- ⑤福祉医療機構の優遇融資の拡充等**
 - 前年同月比3割以上減収の月がある医療機関に対する
 - ・貸付限度額の引上げ
 - ・無利子・無担保融資の拡大
 - 地域経済活性化支援機構(REVIC)と福祉医療機構との連携・協力による事業再生支援
- ⑥必要な受診・健診・予防接種の広報**
 - ・医療機関の感染防止対策の周知(日医・日歯「安心マーク」)
 - ・政府広報(テレビ、新聞等)等により、国民に必要な**受診や健診・予防接種を行うよう呼びかけ**